

## 大口町住宅改修支援事業事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大口町（以下「町」という。）が介護保険者である居宅要介護被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。）「(以下「要介護者等」という。）」及び居宅要支援被保険者（法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。）について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。）第75条第2項第2号に基づき、住宅改修について必要と認められる理由が記載された書面（以下「理由書」という。）を、指定居宅介護支援事業者等が作成するにあたり、町がその業務に係る手数料を支払うことにより、指定居宅介護支援事業者等を支援することを目的とする。

### (手数料の支払の対象となる業務)

第2条 町が手数料を支払う業務は、住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者のうち、次に掲げるものが理由書を作成する業務とする。ただし、第1号に掲げる者が行う業務のうち、理由書を作成した日の属する月分の居宅介護サービス計画費等（法第46条第1項に規定する居宅介護サービス計画費、第47条第1項に規定する特例居宅介護サービス計画費、第58条に規定する居宅支援サービス計画費及び第59条第1項に規定する特例居宅支援サービス計画費をいう。）が支給される要介護者等に係る業務を除くものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業者
- (2) 保健婦
- (3) 理学療法士
- (4) 作業療法士
- (5) 前各号に掲げる者のほか町長が適当と認めるもの

### (手数料の額)

第3条 町長は、前条の業務を行った指定居宅介護支援事業者等に対し、1件当たり2,100円を支払うものとする。

(手数料の支払手続)

第4条 手数料の支払を受けようとする指定居宅介護支援事業者等は、1月分をまとめて翌月10日までに、大口町介護保険住宅改修支援事業手数料請求書(別記様式。以下「請求書」という。)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに支払の可否を決定するものとする。

3 前項の規定に基づく支払の決定に係る通知については、その支払をもってこれに代えるものとする。

(その他必要事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、住宅改修支援事業に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則 (平成13年1月31日大口町告示第2号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成13年1月1日から適用する。

附 則 (平成15年6月20日大口町告示第59号)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

2 この要綱による改正後の大口町住宅改修支援事業事務取扱要綱の規定にかかわらず、平成15年3月31日までに工事に着手した住宅改修に係る理由書作成業務については、なお従前の例による。

